

出 展 規 定

1 会場構成及び出展対象品目

会場は、製品のPR及び販路開拓の場として十分効果が期待できるよう出展部門別に構成いたします。
部門区分は、次のとおりとする予定ですが、出展申込状況等により、調整させていただく場合がございます。

部門	出展対象品目
オフィス・ビジネスユース部門	情報通信／情報・事務処理／コンピュータサブライ／オフィス環境／関連ソフトウェア／エレクトロニクス関連機器／その他これら周辺機器
産業機器関連部門	計測・測定・検査／制御・監視／流体／精密／レーザー／表面処理／金型／各種加工（機械、金属、樹脂、プレス 他）／洗浄／電子応用／電子部品・材料／各種電池／電源／動力・装置／自動化・省力化／産業用ロボット／包装／部品・材料／治工具／関連ソフトウェア／その他これら周辺機器
環境・福祉・防災部門	環境・公害防止機器／防災機器／エネルギー関連機器／ユニバーサルデザイン／リハビリエイド等
企業ネットワーク部門	異なる専門分野の共同開発による製品等の展示・実演・PR及び異業種交流団体等のグループ出展／工業関連支援機関、団体等の出展・PR
産学連携部門	大学・研究開発機関等の技術シーズの紹介

ただし、次のものについては出展をお断りいたします。

- ① 展示段階において重量が1㎡当たり350kgを超えるもの。
- ② 搬入出にエレベータを使用するため、次のものは出展できません。
 - ・寸法がW1. 2m×D1. 9m×H2. 1mを超えるもの。
 - ・搬入出時重量が1, 600kgを超えるもの。
- ③ 著しい臭気・騒音・振動・高熱等を発するもの、又は危険なもの。
- ④ 水道工事、アンカーボルト等の特殊工事を必要とする機器の展示、持ち込み。
- ⑤ その他事務局が本見本市の運営・管理上不適当と認めるもの。

2 出展資格

- ① 原則として、神奈川県内に工場・事務所などの事業所を有する企業又は企業グループ。
- ② 県外企業等であっても事務局が認めたもの。

3 出 展 料

1小間:64, 800円(税込み)

- ※ お申込みは1小間単位といたします。1小間のサイズは、2m×2m
ただし、小間の位置により4㎡を1小間として面積で算出する場合がございます。

4 出展料に含まれるもの

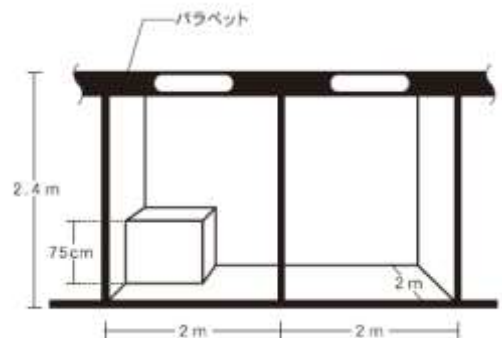
① 基本小間装飾

システムユニットパネル使用:この基本小間装飾に要する経費は、出展料に含まれております。

基本小間装飾に含まれるものは、次のとおりです。

- (ア) バックパネル(H2. 4m×W2. 0m) (白色)
- (イ) サイドパネル2面(H2. 4m×W2. 0m) (白色)
※ただし、角小間の通路側のサイドパネルは設置いたしません。
- (ウ) パラペット(H0. 3m)
- (エ) 社名板 1枚/1小間
- (オ) カーペット(統一色)
- (カ) 照明 FL40w(パラペット裏に設置) 1灯/1小間
- (キ) 展示台(H0. 75m×W1. 0m×D1. 0m) 1台/1小間

- ② 案内状(開催案内DMセット)
- ③ ガイドブック「出展者紹介」掲載スペース
- ④ 1小間当たり5枚の出展者証
- ⑤ 1小間当たり5枚の作業員リボン



※ 出展者は基礎小間装飾によらず独自の装飾を行うことができます。
この場合、装飾に要する経費は出展者の負担となります。

5 出展料以外の経費

次の経費は出展料に含まれておりません。

- ① 出展物の会場への搬入～設置～搬出までの一連に要する経費。
- ② 事務局が行う基本小間装飾以外の装飾及び装飾工事に要する経費。
※ 基本小間装飾に追加する装飾関係備品(展示台、受付カウンター、イス、カタログスタンド等)については、出展者の負担となります。詳細については、別途案内いたします。
- ③ 基本小間装飾以外に電気備品をご使用になる場合の電気工事費。
- ④ 出展者が基本小間装飾に追加して行う装飾に要する経費(電気幹線工事、高速通信回線工事費等)。
※ 出展料以外の経費積算の参考資料として前回の装飾備品料金表を用意しております。
ご希望の方は、事務局までお申し出ください。
※ 高速通信(インターネット)回線につきましては、100Mbpsベストエフォート(共用)タイプ相当(IPアドレス無)を予定しております。詳細につきましては、別途ご案内いたします。

計画停電など電力供給不安定な事情をご考慮いただき、過度な(照明等の)使用は、出来る限り控えてください。事務局として、供給電力用量について制限させていただく場合がございますことも、あらかじめご了承ください。詳細については、出展者説明会等で案内いたします。

6 出展者セミナーの開催

各出展者の展示小間内だけでは、十分に説明しきれない出展製品等のPRを希望する出展者のために、セミナー会場を用意いたします。なお、このセミナー会場においてセミナーの開催を希望される出展者は、出展申込受付フォームよりお申し込みください。

7 出展申込み方法(先着順)

出展申込受付フォームよりお申し込みください。

- ① 出展申込期限 平成26年4月11日(金) 満小間になり次第、期日前でも締め切りとなります。
 - ② 申込先:(公財)神奈川産業振興センター テクノトランスファーinかわさき事務局
〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル5階
TEL 045-633-5170 FAX 045-633-2556
- ※ 共同出展(関連会社、系列会社等の複数の会社が1つの展示スペースに出展、または地域の企業グループ等が団体で複数小間を出展)される場合、その各社を取りまとめていただく1社を申込み企業(幹事会社)として選出いただき、申込み手続き等の事務局との連絡、取りまとめ等を一括して担当していただきます。

8 出展確定及び出展料の納入

出展申込みの受付後、出展内容・会場構成等を考慮の上、出展の可否について連絡いたします。出展料は出展確定後事務局から請求いたします。その後、納入期限をお知らせいたしますので、指定の期日までにお振り込みください。なお、払込手数料については、出展者の負担とさせていただきます。期限までに出展料をお支払いいただけない場合、出展を取り消させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

9 小間割の決定

小間割については、事務局が定めた部門区分により、出展者説明会時に出展者の抽選で決定いたします。小間数の多い順から、同部門の同小間数の出展者間で抽選を行います。

10 出展の取り消し、出展確定の解除

出展者が次のいずれかに該当する場合、事務局は出展を取り消し、または、出展確定を解除いたします。この場合、出展料の返還はいたしません。

- ① 出展者が自らの都合で出展を取りやめたとき。
 - ② 期日までに展物の搬入、展示が行われないうち。
 - ③ 期日までに出展料が納入されないとき。
 - ④ 割り当てられた小間を第三者に譲渡し、または、貸与したとき。
 - ⑤ その他、この出展規定他、事務局が任意に発行する細則等に反する行為があったとき。
- なお、4月25日以降の出展取り消し、出展小間の削除については、出展者はキャンセル料として出展料100%を支払うものいたします。あらかじめご了承ください。

11 実演・アトラクション及び禁止事項

出展物の実演・アトラクションの実施、サンプルの配布は差し支えありませんが、次のことは禁止いたします。なお、実演に伴い必要となる各種手続き(監督官庁への届け出等)については、出展者自身で行っていただく場合がございます。詳細は事務局までお問い合わせください。

- ① 出展物の即売
- ② 裸火の使用(ガス、石油コンロ等)
- ③ 著しい騒音、振動、高熱または臭気を発する機器の使用、展示
※過度の音量は、他の出展者への商談等の迷惑になることはもちろんのこと、緊急時における一斉放送への障害にもなりますので、音量は極力控えてください。
- ④ 特殊工事(水道工事、試飲食等)を必要とする実演の実施

⑤ その他危険なものの持ち込み

12 出展者説明会

出展者の決定後、出展についての説明会を開催いたします。時期は後日、案内いたします。(5月下旬～6月上旬を予定)

13 引合商談

会期中、出展者は小間に常駐し、来場者の応接、引合・商談に当たってください。

14 出展物の管理及び賠償責任

事務局は、会期中における出展物の管理、保全については、善良なる管理者として最善の注意を払いますが、天災、盗難、紛失、その他不可抗力による事故が生じた場合、その責任を負いません。出展者は、各自の責任において、見本市出展に伴う全ての事項へのリスク回避に努め、発生しうるあらゆる問題に対し、自らが負担責任を担い、対処してください。会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、出展者各自で加入してください。特に小間内の警備・保険に関しては出展者自身で行うものとし、展示品などに損害が生じた場合にも、事務局は一切責任を負いません。また、出展者は、故意又は過失により他に与えた損害に対し、一切の責任を負うものいたします。名刺入れ、ノートPC等、個人情報の管理・取扱にご注意ください。

15 法的保護等

本見本市におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについては、事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護(産業財産権等の手続き等)については、出展者の責任において対応するものいたします。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、事務局は一切の責任を負いません。

16 開催の中止または延期

事務局は、天災その他の不可抗力により見本市の開催が中止され、または延期された場合、それにより生じた損害についてその責を負いません。ただし、開催が中止された場合、既納入出展料の一部(必要経費を差し引いた残額)については、返還することがございます。また、出展者が要した費用については補償しません。

17 外国貨物取扱い及び招聘状の不発行

① 外国貨物の取扱い

出展物は原則として通関済み貨物に限ります。外国貨物のまま出展する場合の手続きは、全て出展者が行うものいたします。

② 入国ビザ取得のための招聘状の不発行

事務局は、出展者が日本国への入国ビザ取得のために必要な招聘状の発行はいたしません。

18 掲載内容の管理賠償責任

事務局は、開催案内 DM リーフレット、ガイドブック等の中に生じた誤字、脱字等に関する責任を負いません。

19 その他

本出展規定に定めのないものは、出展者決定後開催する出展者説明会で配布する「出展の手引き」、その他任意に発行する細則によります。ご不明な点は事務局にお問合せください。